関係所属長　殿

交規発第２９７号
令和７年７月23日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

ロケ撮影に伴う道路使用許可申請手続等の円滑化の推進について
（通達乙）

映像作品のロケーション撮影（以下「ロケ撮影」という。）に関しては、内閣府を中心とする関係府省庁が連携して、映像作品のロケ撮影に係る環境改善に向けて、「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を令和２年８月に策定・公表し、これを踏まえ、県警察においても、「ロケ撮影に伴う道路申請許可手続等の円滑化の推進について（通達乙）」（令和２年９月18日交規発第279号。以下「旧通達」という。）により、ロケ撮影に係る道路使用許可手続の運用を行ってきた。

しかしながら、ロケ撮影の手続については、許認可に係る予見可能性が低い、海外からの撮影に係る問合せ窓口が判然としないといったロケ撮影の誘致を逃す課題があるとの指摘があり、令和５年度に「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」が開催され、今後の対応方針等が取りまとめられた。

これを受け、今般、内閣府を中心とする関係府省庁において、国内外の映像作品の日本国内での更なるロケ撮影に係る環境改善に向けて、ガイドラインを改訂し、「ロケ撮影ハンドブック―ロケ撮影・誘致の拡大に向けて関係者が知っておくべきこと―」（以下「ハンドブック」という。別添参照）が取りまとめられた。

改訂の主なポイントやハンドブックを踏まえた交通警察の対応上の留意事項は以下のとおりであるので、引き続き、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

１　ガイドラインからの改訂の主なポイント（括弧内はハンドブックの関係箇所。２において同じ。）

ガイドラインからの改訂の主なポイントは、次のとおりである。

○　「許認可等ニーズと対応の現状」の更新（第３章３）
○　ロケ撮影に係る対応窓口の明確化（第４章１）
○　ロケ撮影におけるコンプライアンスの重要性等の明記（第４章２）
○　海外作品を日本で撮影する際に留意すべき事項例の追記（第４章３）
○　「ロケーション撮影に係る事例集」の作成（別添）

２　ハンドブックを踏まえた交通警察の対応上の留意事項

(1)　「ＦＣ：フィルムコミッション」（第１章２）

ＦＣとは、地域活性化につなげることを主な目的に、映像作品のロケ撮影が円滑に行われるため製作者等への支援を行う非営利公的機関をいう。

(2)　ＦＣとの積極的な連携（第１章、第２章）

ＦＣには、関係機関との事前調整や地域住民等の関係者との合意形成において中心的な役割を果たすことが期待されていることから、特に映画等の大規模なロケ撮影については、ＦＣと緊密に連携し、必要な情報の共有を行うとともに、関係者間の調整を促すほか、製作者等にもＦＣと連携して各種調整に取り組むことにより円滑に手続が行われる旨を教示するなど、製作者等とＦＣとの連携を促進すること。

(3)　ＦＣによる情報の一元化への協力（第１章、第２章）

ＦＣが、ロケ撮影に必要な許認可情報を集約し、製作者等と共有するため、警察署等に対してイベント、工事等の具体的な道路の利用状況等について問合せがあった場合は、個人情報等に留意しつつ、道路使用の場所及び区間、期間等について適切に回答すること。

(4)　事前相談における適切な助言（第１章、第３章）

ロケ撮影の実施主体から事前相談がなされた場合であって、その内容からは直ちに許可できないときであっても、安全にロケ撮影が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、関係者と共に考える基本姿勢で臨むこと。例えば、交通への影響が甚大な場所に替えて、具体的な代替場所を提示したり、時期や時間帯によって交通量が増加する道路であっても、時期等を変更することにより交通への影響を低減することが可能な場合には、具体的な日や時間帯の代替案を提示したりするなど、代替案の提示等の適切な助言、情報提供等を行うこと。

特に、道路使用の前例がないなどの理由から一律に道路使用許可をしないということのないよう、本留意事項を周知徹底すること。

(5)　地域住民等の関係者との合意形成の方法に関する助言（第２章）

ロケ撮影のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、ロケ撮影の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、地元自治体、公共交通機関の事業者、付近の学校関係者等を交えた合同説明会を実施したり、地域住民等に対する協力依頼文を配布したりするなどして、円滑に合意形成がなされた事例を紹介するなど、ロケ撮影の内容や地域の特性を踏まえつつ、合意形成に必要かつ十分な方法について助言、情報提供等を行うこと。

また、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場が設置

される場合は、オブザーバーとして積極的に参加し、交通管理の観点から適切な情報提供を行うこと。

(6)　ロケ撮影が複数の警察署の管轄地域にわたる場合の措置（第３章）

複数の警察署が関係する大規模なロケ撮影については、事前に交通規制課がＦＣからロケ撮影の内容等について説明を受け、関係警察署に対して情報提供を行うとともに、各警察署において円滑に手続が行われるよう、その内容、規模等について指導・助言を実施したり、申請者と警察署の協議にも参加し、必要な調整を実施したりするなど積極的な連絡調整に努めること。

また、警察署の間で取扱いに不合理な差が生じることのないよう努めること。

(7)　道路占用許可との一括受理制度の更なる周知（第３章）

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受け付けることができることについて、更なる周知を図り、申請手続の円滑化を図ること。

※　別添省略